

失効した知事指定薬物(令和2年12月4日石川県告示第415号)

1 失効した知事指定薬物の名称等

No.	通称名	一般名(告示名)	構造式
1	MDMB-4en-PINACA	メチル=3,3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	
2	2-methyl-AP-237	1-[2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル]ブタン-1-オン及びその塩類	
3	Isotonitazene	N,N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン及びその塩類	

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和2年11月29日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。